

正 誤 表

『〔四訂版〕勘定科目別の事例による **消費税の課否判定と仕訳処理**』（平成 23 年 12 月 25 日発行）中、下記の誤りがありましたので、お詫びの上、以下のように訂正させていただきます。

また、追加の修正事項は随時当社のホームページ（<http://www.zeiken.co.jp> 「書籍」をクリック）にてお知らせ致します。

税務研究会出版局

ページ	誤	正
29 頁 下から 6 行目	(注) 税抜経理方式で簡易課税を適用している場合の……………することとなります（消関連法取通 6）。	(注) 簡易課税制度を適用している場合 税抜経理方式で簡易課税制度を適用している場合の控除対象外消費税額等は、仮払消費税等の金額とみなし仕入控除税額の 4 分の 5 相当額との差額となります。また、簡易課税制度を適用している場合の一の資産に係る控除対象外消費税額等は、控除対象外消費税額等の金額に「一の資産に係る仮払消費税等／仮払消費税等の総額」の割合を乗じて求めます。
325 頁 下から 7 行目	受けるものは <u>一時所得</u> 、権利の実施後の……	受けるものは <u>譲渡所得</u> 、権利の実施後の……
524 頁 上から 1 行目	時価純資産価額 <u>4,000 万円</u> の事業を <u>3,700 万円</u> で譲り受ける……	時価純資産価額 <u>3,500 万円</u> の事業を <u>3,200 万円</u> で譲り受ける……
572 頁 下から 1 行目 ～ 573 頁 上から 3 行目	<u>簡易課税を適用している場合には、……………計上して精算します。</u>	<u>簡易課税を適用している場合の控除対象外消費税額等は、仮払消費税等のうち、みなし仕入率で計算した仕入控除税額の 4 分の 5 相当額を超える金額となります。課税売上割合が 80%を超えている場合の控除対象外消費税額等は、交際費等に係る控除対象外消費税額等を除きその事業年度の損金に計上することができます（法令 139 の 4 ①）。したがって、仮払消費税等 2,000,000 円とみなし仕入控除税額等 1,880,000 円との差額 120,000 円は雑損失に計上しています。</u>
573 頁 下から 7 行目 ～ 5 行目	…………… <u>また、税抜経理で……………の問題は生じません。</u>	<u>税抜経理で簡易課税を適用する場合にも、「仮払消費税等の金額>みなし仕入控除税額等」に該当し、かつ、一の資産につき 20 万円以上の固定資産に係る控除対象外消費税額等があるときには繰延消費税額等の問題が発生します。</u>

576 頁 下から 3 行目	<u>(繰延消費税等の該当の有無の判断)</u> <u>簡易課税を適用している場合には……精</u> <u>算します。</u>	<u>(繰延消費税額等の判断)</u> <u>簡易課税を適用している場合の控除対象外</u> <u>消費税額等は、仮払消費税等の額のうちみなし</u> <u>仕入控除税額等を超える金額となります。</u> <u>2,000,000 円－2,400,000 円×80%＝80,000 円</u> <u>固定資産に係る控除対象外消費税額等は控</u> <u>除対象外消費税額等の額 80,000 円を基に仮払</u> <u>消費税等の総額に占める固定資産の仮払消費</u> <u>税等の額の割合で計算します。そのため、固定</u> <u>資産に係る控除対象外消費税額は 20 万円未満</u> <u>となり繰延消費税等を計上する必要はありません。</u>
585 頁 下から 9 行目 ～	<u>また、修正申告等により増加する……影響は</u> <u>生じません。</u>	<u>また、控除対象外消費税額等は、仮払消費税</u> <u>等のうち、みなし仕入控除税額を超える部分の</u> <u>金額が該当しますが、これに該当する金額はな</u> <u>く控除対象外消費税額等は発生しません。</u>

(アンダーラインが訂正箇所)

(H24.5.21)